平成２６年（フ）第８７０号
京都府宇治市伊勢田町毛語27番地の１　ナイスライフ308号
債務者　坂本　伸一
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８７４号
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字釜ノ子29番地46
債務者　池谷　光哉
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８７５号
京都市左京区北白川仕伏町21番地１
債務者　奥谷　律子
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８７７号
京都市伏見区深草芳永町666番地75　アシスト103、前住所京都市伏見区海老屋町1010番地
債務者　中山　明男
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８７９号
京都市伏見区横大路六反畑57番地４
債務者　田中　正史
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８８７号
京都府城陽市寺田高田56番地の24　エスペランサＵ202号
債務者　井上　雅意
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８９０号
京都市東山区三条通白川橋東入五軒町113番地　ルモン白川橋221号室、前住所京都市左京区丸太町通川端東入東丸太町15番地１　メゾンボンジュール202号室
債務者　井上　優子
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８９１号
京都府久世郡久御山町林宮ノ後21番地　５棟104号
債務者　今岡佐智子
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６４１号
大阪府藤井寺市小山２丁目８番２―701号
債務者　浅水　恵瑠
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６７１号
大阪府大阪狭山市山本東７番地の１、前住所大阪府大阪狭山市茱萸木３丁目163番地の３―105号
債務者　井関　洋子
法定代理人成年後見人　古川　圭作
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６９０号
堺市南区茶山台２丁４番１―205号
債務者　山口咲紀子（旧姓松田）
１　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２３７号
奈良県桜井市大字辻67番地301号
債務者　青木キイ子
１　決定年月日時　平成26年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４５３号
熊本県菊池郡大津町大字陣内1605番地４　エンゼルハイツ大津203号
債務者　嶋村千穂子
１　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２２７号
岩手県二戸郡一戸町小繋字下平106番地、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第６地割65番地１　ペアレントハウスＢ103号
債務者　佐藤由貴子
１　決定年月日時　平成26年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２２８号
盛岡市本町通２丁目８番39号　藤ノ木荘１号
債務者　髙橋　洋子
１　決定年月日時　平成26年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１００号
群馬県太田市大原町360番地
債務者　宮下　丈彦
１　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１５９号
静岡県富士市松本69番地の20　コーポ田中301号
債務者　岡田　奈実
１　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　静岡地方裁判所富士支部